

船橋市教育委員会が管理する美術品等の貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市が所蔵し船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する美術品等（以下「美術品等」という。）の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請と許可)

第2条 教育委員会が美術品等を貸出許可することができる機関は次に掲げるものとする。

- (1) 博物館法第2条第1項の規定する博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設。
 - (2) 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体。
 - (3) その他教育委員会において認めるもの。
- 2 教育委員会は申請に対し貸出を許可しようとするときは、当該美術品等の貸出の適性並びに保全の確保等について調査する。
- 3 美術品等の貸出を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、美術品等貸出許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出し、美術品等貸出許可書（第2号様式）の交付を受けなければならない。
- 4 申請者は申請書に、展覧会要項や展示会場の図面等利用目的及び利用場所の概要を示す書類を添付しなければならない。
- 5 教育委員会は、申請書に申請者の概要を示す書類を添付させることができる。
- 6 美術品等の貸出の期間は、60日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(借受遵守事項)

第3条 教育委員会は、美術品等の貸出をしようとするときは、貸出を受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号に掲げる遵守事項を付与する。

- (1) 貸出を受けた美術品等（以下「借受美術品等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 借受美術品等の取扱いは、取扱いに習熟した学芸員等が行うこと。
- (3) 利用期間中の、借受美術品等の保管等のために要する費用はすべて負担すること。
- (4) 借受美術品等を申請書記載の利用目的以外の用に供してはならないこと。
- (5) 船橋市所蔵の旨を明示すること。
- (6) 借受美術品等を滅失し、又はき損したときは、これによって生じた損害を賠償すること。
- (7) 申請書に記載した事項を厳守すること。
- (8) 借受人において借受遵守事項に違反する行為があるとき又は特別な事由が生じたときは、借受人の利用期間中であっても教育委員会は貸出を取消す場合があること。この場合において生じた損害については、船橋市及び教育委員会は其の責を負わないものであること。
- (9) 借受美術品の利用によって得た成果（展示会等の目録・図録等）はこれを教育委員会に提出すること。
- (10) 前各号に定めるほか、教育委員会職員の指示に従うこと。

(借受期間延長の手続)

第4条 借受人は、利用期間の延長を受けようとするときは、あらかじめ美術品等利用期間変更承認申請書(第3号様式)を教育委員会に提出し、美術品等利用期間変更承認書(第4号様式)の交付を受けるものとする。

(貸出の取消)

第5条 教育委員会は、美術品等を借受人の利用期間中に返還を求めるときは、借受人へ美術品等返還書(第5号様式)を提出するものとする。美術品等返還書の提出を受けた借受人は遅滞なく借受美術品等を教育委員会へ返還しなければならない。

(預り証の提出等)

第6条 借受人は、美術品等の借受と引替えに美術品等預り証(第6号様式)を教育委員会へ提出する。また、借受人から美術品等が教育委員会に戻されたときは、教育委員会はこれを借受人へ返す。

(貸出等における立会)

第7条 美術品等の貸出並びに返却のときは、教育委員会職員と借受人の双方が立会い、美術品等の状態を確認する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない貸出に係る事項については、教育委員会と借受人の双方が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月17日から施行する。

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

(表)

第1号様式

美術品等貸出許可申請書		
年 月 日		
(あて先)船橋市教育委員会		
申請団体名 所在地 代表者職氏名 電話番号		
印		
下記のとおり美術品等の貸出を受けたいので申請します。 なお、借受にあたり、裏面記載の事項を遵守いたします。		
記		
利用目的		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用場所		
利用方法		
品目・名称	品目	名称
輸送方法		
美術品等取扱責任者		

(裏)
遵守事項

- (1) 美術品等の貸出の期間は、60日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、その期間を延長することができる。
- (2) 借受美術品等を善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (3) 借受美術品等の取扱いは、取扱いに習熟した学芸員等が行うこと。
- (4) 利用期間中の、借受美術品等の保管等のために要する費用はすべて負担すること。
- (5) 借受美術品等を申請書記載の利用目的以外の用に供してはならないこと。
- (6) 船橋市所蔵の旨を明示すること。
- (7) 借受美術品等を滅失し、又はき損したときは、これによって生じた損害を賠償すること。
- (8) 申請書に記載した事項を厳守すること。
- (9) 借受人において借受遵守事項に違反する行為があるとき又は特別な事由が生じたときは、借受人の利用期間中であっても教育委員会は貸出を取消す場合があること。この場合において生じた損害については、船橋市及び教育委員会はその責を負わないものであること。
- (10) 借受美術品の利用によって得た成果（展示会等の目録・図録等）はこれを教育委員会に提出すること。
- (11) 前各号に定めるほか、教育委員会職員の指示に従うこと。

(表)

第2号様式

美術品等貸出許可書		
年 月 日		
様		
船橋市教育委員会 印		
下記のとおり美術品等の貸出を許可します。 なお、借受にあたり、裏面記載の事項を遵守して下さい。		
記		
利用目的		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用場所		
利用方法		
品目・名称	品目	名称
輸送方法		
美術品等取扱責任者		

(裏)
遵守事項

- (1) 美術品等の貸出の期間は、60日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、その期間を延長することができる。
- (2) 借受美術品等を善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (3) 借受美術品等の取扱いは、取扱いに習熟した学芸員等が行うこと。
- (4) 利用期間中の、借受美術品等の保管等のために要する費用はすべて負担すること。
- (5) 借受美術品等を申請書記載の利用目的以外の用に供してはならないこと。
- (6) 船橋市所蔵の旨を明示すること。
- (7) 借受美術品等を滅失し、又はき損したときは、これによって生じた損害を賠償すること。
- (8) 申請書に記載した事項を厳守すること。
- (9) 借受人において借受遵守事項に違反する行為があるとき又は特別な事由が生じたときは、借受人の利用期間中であっても教育委員会は貸出を取消す場合があること。この場合において生じた損害については、船橋市及び教育委員会は其の責を負わないものであること。
- (10) 借受美術品の利用によって得た成果（展示会等の目録・図録等）はこれを教育委員会に提出すること。
- (11) 前各号に定めるほか、教育委員会職員の指示に従うこと。

第3号様式

美術品等利用期間変更承認申請書		
年 月 日		
(あて先)船橋市教育委員会		
申請団体名 所在地 代表者職氏名 電話番号		
印		
年 月 日付で承認を受けた借受美術品等の利用期間の変更を下記のとおり申請します。		
記		
変更理由		
変更前利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
変更後利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用場所		
利用方法		
品目・名称	品目	名称
美術品等取扱責任者		

第4号様式

美術品等貸出期間変更承認書		
年 月 日		
様		
船橋市教育委員会 印		
年 月 日付で申請を受けた美術品等の利用期間の変更を下記のとおり承認します。		
記		
変更理由		
変更前利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
変更後利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用場所		
利用方法		
品目・名称	品目	名称
美術品等取扱責任者		

第5号様式

美術品等返還書

年 月 日

様

船橋市教育委員会 印

船橋市教育委員会が管理する美術品等の貸出要綱第3条第8項の規定により、下記のとおり貸出を取り消します。なお、このことにより生じた損害について、船橋市及び船橋市教育委員会はその責を負わないものとします。

借受美術品等については、すみやかに教育委員会へ返還してください。

記

貸出許可日	年 月 日	
利用目的		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用場所		
品目・名称	品目	名称
美術品等取扱責任者		

第6号様式

美術品等預り証

年 月 日

(あて先) 船橋市教育委員会

申請団体名

所在地

代表者職氏名

電話番号

印

年 月 日付で許可を受けた美術品等を下記のとおり借受ました。

記

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
品目・名称	品目	名称